

# いわき市立勿来第三小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、学校の内外を問わずいじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止のための策を講じるものとする。学校全体でいじめの未然防止と早期発見・対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

○いじめ防止等の対策のため「生徒指導委員会」を設置する

< 構 成 員 > 全職員

< 活 動 > ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）  
・ いじめ防止に関すること  
・ いじめ事案への対応に関すること  
・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

< 開 催 > ・ 打ち合わせの後に時間を設け、いじめ事案発生時は緊急開催とする。  
・ 専門的な経験や知識を持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び専門機関の担当者等を招き、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

## 3 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止のための授業改善

①わかる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で、一番長い授業の時間がストレスにならないようにする。そのために、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できるようにする。

②学習規律の確立

チャイムが鳴ったら着席するという習慣の育成、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等を通して、授業における学習規律を確立する。これにより、児童が安心・安全に授業に取り組むことができるようにする。

(2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成

①道徳科の時間や学級活動の充実

学級の実態に応じて学校へ行こう週間や授業参観などで道徳の授業を実施し、家庭へも啓発していく。また、集団づくりを育成する学級活動を積極的に行う。

## ②児童会活動の推進

児童会活動や異学年活動を通して同学年だけでなく、異学年同士の良い人間関係を作る。

## (3) 各種教育の充実

### ①人権教育の推進

外部講師による人権教室を開催し、相手を思いやる心やいじめを許さない心を育成する。

### ②学校・家庭・地域パートナーシップ事業の充実

外部講師による教科や総合等の授業や様々な体験活動をとおして、社会性・人間性を育成し、豊かな心の育成を図る。

## 4 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめ防止体制の整備

○学校の教育目標の一つに「みんなと仲良く助け合える子ども」を掲げ、保護者や地域住民その他の関係者との連携を図りながら、自他ともに認め合い支え合える温かな学校づくりに組織的に取り組む。

○児童の豊かな情操と道徳心を培い、思いやりの心を育てるため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○キャリア教育を導入し、「人間関係形成能力」や「自己理解・自己管理能力」の育成に努める。

#### ②いじめの未然防止・早期発見のための措置

##### ○いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・ こまりとアンケート・・・毎月末
- ・ 地域訪問（5月）や教育相談（11月）による保護者からの聞き取り調査

##### ○いじめ相談体制

児童及び保護者が、いじめに関する相談を行うことができるよういじめ相談窓口（教頭・生徒指導主事・養護教諭）を設置する。

#### ③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、発見が困難であるとともに発生した場合、事態の複雑化・長期化・広域化が懸念されることから、未然防止のための対策に重点を置いて取り組む。

##### ○未然防止のための対策

- ・ 情報モラル教育の充実に努め、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送受信される情報の特性について理解を図る。
- ・ 保護者への啓発活動として、専門家を招へいした「情報モラル研修会」等を行う。
- ・ 家庭との連携を図り、フィルタリングや使用のルール（制限）などが家庭で行えるようにしていく。

##### ○発生時の対応

- ・ 教育委員会、警察、サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、速やかに正確な状況把握と問題の打開を図る。
- ・ 被害児童及び保護者への支援並びに加害児童及び保護者への指導を十分に行うとともに、その後の推移を継続的に注視し再発防止に努める。

(2) いじめ防止等に関する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、及びいじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することなどを余儀なくされている疑いがある場合、学級担任、養護教諭、生徒指導主事などを中心に、情報を共有しながら全校体制で次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果(欠席期間・状況・調査の概要など)をまとめ、教育委員会に報告する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見のための取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。